In April 2022, Osaka City University and Osaka Prefecture University marge to Osaka Metropolitan University

Title	近世四天王寺における寺院社会構造
Author	山崎　竜洋
Citation	都市文化研究. 14 巻, p.42-54.
Issue Date	2012-03
ISSN	1348-3293
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学大学院文学研究科 ： 都市文化研究センター
Description	
DOI	10.24544/ocu.20171213-084

Placed on: Osaka City University

Osaka Metropolitan University

都市文化研究　Studies in Urban Cultures
Vol. 14，42−54頁，2012

◇論　文◇

近世四天王寺における寺院社会構造

山　崎　竜　洋

◆要　旨

近年，近世都市史研究の発展は著しく，江戸や京都，大坂といった巨大城下町の研究が進められているが，その中で巨大都市内の部分社会を編成・統合し，構造化する磁極の一つとして寺院社会が注目されている。本論では近世大坂における寺院社会として四天王寺の寺院社会構造について，以下の点を明らかにした。

一点目は四天王寺とその周辺の空間構造についてである。四天王寺は天王寺村に所在していたが，天王寺村は四天王寺領と幕府領から構成され，双方は入り交じったかたちで存在していた。四天王寺の空間構造は塀に囲まれ，中心となる諸堂が展開する「寺中・(境内)」，四天王寺の周囲を取り囲むかたちで展開する「門前」，さらにその外部を取り囲む「寺領」といったかたちで構成されていた。

二点目は寺院組織の中核に位置していた僧侶集団である衆徒の存在形態である。近世を通じて衆徒十二坊と秋野坊が四天王寺の寺僧集団の中核であったが，そのあり方が慶安5年の御条目により定められたことを明らかにした。衆徒は受戒の年次にもとづく臈次の秩序によって構成されていたが，朱印地配当などの内実はほぼ平等であり，フラットな関係であった。また，弟子や付弟などの存在形態の分析から，衆徒は十二坊というまとまりが個々の子院の単位性に優越する存立構造をとっていたことを明らかにした。

最後に，四天王寺の下役人について公人を取り上げて検討した。公人は身分的には百姓であったが，法会の際に出仕し，四天王寺から扶持米の配当をうける存在であった。彼等の中には居町において年寄をつとめている者も存在していたことを明らかにした。

キーワード：寺院社会，四天王寺，衆徒，秋野坊，公人

（2011年9月13日論文受理，2011年11月4日採録決定　『都市文化研究』編集委員会）

はじめに

近年，近世都市史研究の発展は著しく，江戸や京都，大坂といった巨大城下町の研究が進められている。

なかでも，近世都市史研究のトレーガーである吉田伸之氏は巨大都市江戸を分析するに際して，巨大都市内の部分社会を編成・統合し，構造化する磁極の一つとして藩邸社会などとともに寺院社会に注目し，浅草寺における寺院社会構造を明らかにされている[1)]。

近世大坂において，このような存在を措定するならば四天王寺を磁極とする寺院社会があげられる。しかし，近世の大坂において，このような視点からの研究はほとんど見られないのが実状である。例えば，『新修大阪市史』第4巻では近世の四天王寺は近世大坂の門前町繁栄の中心として位置付けられ，四天王寺周辺に存在した景勝地である相坂・清水坂・愛染坂などに発達した煮売屋・茶屋などが行楽的な町並みを形成していたことが記されている。しかし，寺院社会の磁極となる四天王寺の寺院組織などについての詳細な言及をみることはできない。

そこで，本稿では四天王寺を磁極とする寺院社会構造を明らかにするための足がかりとして，次の点について分析を進めることとしたい。まず1点目は四天王寺とそれが所在した天王寺村の空間構造を検討することである。2点目として，一山の中心となる「衆徒」「秋野坊」とよばれる寺僧集団を中心に四天王寺の寺院構造を把握する。最後に3点目として四天王寺に出入する諸役人の分析を通じて四天王寺と周辺地域との関係を把握する。以上の3点を本稿の課題としたい。

一　四天王寺の空間構造

はじめに四天王寺の空間構造について見ていくこととしよう。まず，四天王寺と天王寺村についての概略を示しておこう。四天王寺は近世を通じて東叡山寛永寺末であった。四天王寺の末寺は天王寺村以外に河内・山城・大和・佐渡に計10ヶ寺が存在していた。また，四天王寺が所在する天王寺村は村高7209石の大村であり，そのうち1177石が朱印地として四天王寺に下されていた。また，表1にみられるように天王寺村内部には町が展開していた。天王寺村には庄屋が存在していたが，各町にはそれぞれ年寄が存在していた。このことからわかるように行政的には村であるが内部に町を包摂する天王寺村は「町村」であった[2)]

表1　天王寺村町名寄

御代官所	泥堂横町	京町	紺屋町	林町	中町	小川町
	宮町	南竹屋町	北竹屋町	油屋町	東小儀町	西小儀町
	光堂町	今道町	絵用町	土塔町	南堀越町	北堀越町
	中小路町	河堀口	東久保	西久保		
寺領	西丸	東丸	北組			
	楽人町	六万躰	魚の小路	ゆげの辻		

『大坂町鑑集成』より作成。

つぎに四天王寺が所在していた天王寺村の空間構造についてみておこう。図1は近世の天王寺村の耕地の状況を示したものである。図1には「高五千七百弐拾壱石四斗壱升八合」と記されていることから，絵図に連署している庄屋勘助以下13名は幕領の村役人であると推定される。ただ，作成者は幕領百姓であるが，この絵図から四天王寺領も含みこんだ天王寺村全体のあり方について，次の点が確認できる。

1点目は天王寺村の集落は四天王寺近辺に集中しており[3)]，それ以外の集落は南西部の天下茶屋のみである。中心となる集落を見ると南平野町と接しており，大坂三郷から連続して都市化していた状況をうかがうことができる。2点目として，天王寺村の耕地の大半が畑地で構成されており，田地が少ないことである。これは後述する溜池の配置とも関係するが，天王寺村が上町台地上に展開していたことに起因するものと考えられる。3点目は天王寺村南部に溜池が多く展開していることである。

以上から天王寺村は四天王寺をとりまく集落を中心とし，その周囲に畑地を中心とする耕地が展開していたことが分かる。しかし，この絵図からは幕領，寺領がどのように展開していたかをうかがうことはできない。

図2は四天王寺西側に展開していた小儀町・北村・堀越町・寺領の百姓の家居について延享4年（1747）時点の組別の状況をあらわしたものである。ここから一部ではあるが天王寺村内部での幕領，寺領の展開状況についてうかがうことができる。凡例の部分を見ると北組・南組・中組・西組・寺領が挙げられている。ここから北組・南組・中組・西組は幕領であるということがわかる。この点をふまえ，図2を見ると寺領は北側の地域には多く存在しているが[4)]，全体として幕領地域が大半を占めている。そして，四天王寺西側の地域では幕領と寺領が混在している状況をみることができる。また，幕領の各組についてもある程度のまとまりは見られるものの，錯綜して展開していることがわかる。

では，四天王寺領の構成はどのようなものであったのか。それを示すのが史料1である。

【史料1】[5)]

覚

四天王寺領　　摂州東成郡之内
一，高千四百九拾石九斗壱升　　天王寺村
　　此高役銀四百目八分壱厘六毛
　　但高百石ニ付廿六匁八分八厘四毛
四天王寺領鎮守戎領　　摂州西成郡之内
一，高拾八石六斗四升五合　　今宮村
　　此高役銀五匁壱厘三毛
　　但高百石ニ付右同断
四天王寺領鎮守戎領除地　　摂州西成郡之内
一，高壱石四升　　今宮村
　　此高役銀弐分八厘
　　但高百石ニ付右同断
　高合千五百拾石五斗九升五合
　銀合四百六匁壱分九毛
右者城州・河州・摂州・桂川・加茂川・宇治川・木津川・淀川・神崎川・中津川・石川・大和川御普請，摂津国高役銀書面之通寺領村々取之也，鴻池屋善右衛門・米屋平三郎方江相納申候，以上

執行
文化三年　　秋野坊
寅十月　　四天王寺年預
一音院
御勘定所

この史料は四天王寺領に課せられた国役堤普請の役銀を寺領から徴収し，鴻池屋善右衛門・米屋平三郎に納めたことを四天王寺から幕府勘定所に対して報告したものである。ここから四天王寺領が次の2つの要素で構成されていたことがわかる。1つは東成郡天王寺村内の1490石余である。このうち1177石が朱印地として認められたものであり，残る300石余は寛文検地の際の打出料が修理料として下されたものであることが別の史料で確認できる[6)]。もう1つが西成郡今宮村に所在していた鎮守今宮戎社領18石余と除地1石余である。つまり，四天

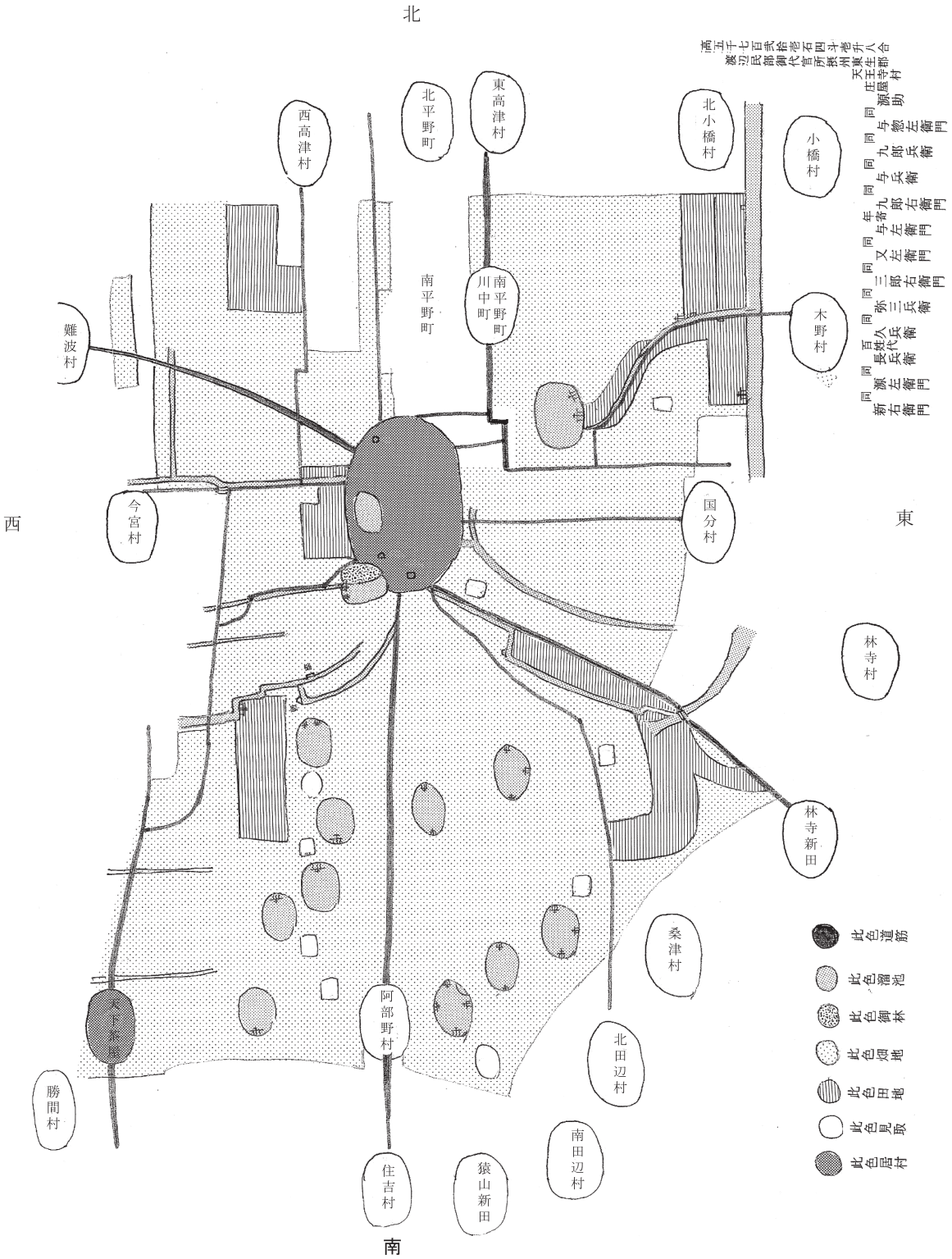

図 1　天王寺村耕地絵図

八尾市立歴史民俗資料館所蔵角田家文書 14a-5-5 をもとに作成。

王寺領は天王寺村内の朱印地・修理料の 1490 石と今宮村内の鎮守今宮戎社領 18 石余・同除地 1 石余という 2 つのまとまりで構成されていたということが分かる。

では，四天王寺近辺の空間構造はどのように構成されていたのだろうか。次の史料 2 をみておこう。

【史料 2】[7)]

掟　　毘門様在判

一，寺中之儀者不及申，門前・其外町等白衣往還一切停止之事

一，酉刻過門前町等独ニ而不可往還，并煎湯之風呂不可入事

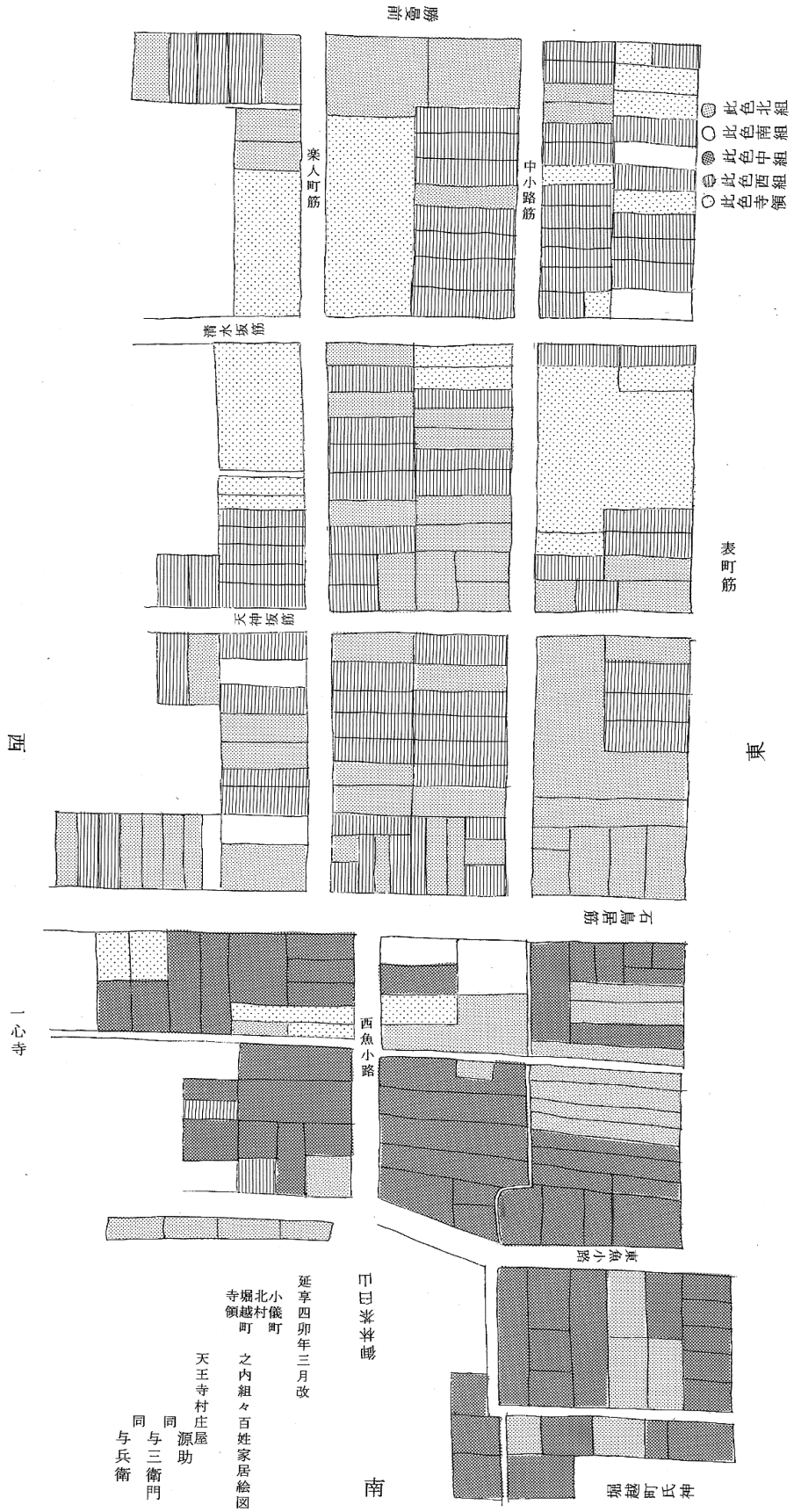

図２　延享４年小儀町・北村・堀越町・寺領之内百姓家居絵図

八尾市立歴史民俗資料館所蔵角田家文書 14a-5-4 をもとに作成。

一，房中尼不可召遣事
一，帰新座之儀者従往古有来可為寺法之例事
一，惣而大犯三ヶ条之罪曲事可申付，依其所追放人之方へ出入之輩於有之者可為同罪事
右之條々堅可相守者也
正保三年正月十七日
双厳院　在判
最教院　在判
秋野
惣中

この史料は正保 3 年（1646）に東叡山から四天王寺に下された条目である。ここで注目したいのは 1 条目である。この箇条は寺僧が「寺中」だけではなく，「門前」「其外町」についても白衣を着て往還することを禁止したものである。この箇条では「寺中」・「門前」・「其外町」という空間を寺僧が往還することが想定されていることがわかる。また，2 条目では「酉刻」を過ぎ「門前町」などを一人で往還することが禁じられている。この「其外町」「門前町」という言葉から「門前」が町場化していたことをうかがうことができる。つまり，ここからは本山である東叡山は，四天王寺の空間構造が「寺中」・「門前」・「其外町」という形で構成されていたと認識していたことがうかがえるのである。

次の史料 3 からは寺領についての四天王寺自身の認識を見ることができる。

【史料 3】[8)]

摂州東生郡之内
御朱印地高千百七拾七石余　荒陵山四天王寺
一，鉄炮改之儀ニ付，先年被　仰出候趣奉承知，寺中・境内並門前・寺領之百姓迄相改候処，先年当寺楽人東儀美濃所持之鉄炮差上候以後，鉄炮所持之者無御座候，自今以後田畑荒シ候畜類妨之ため鉄炮打候歟，用心鉄炮・寄進鉄炮・預リ鉄炮等有之候者御断可申候，無御断鉄砲所持仕間鋪旨，寺中門前寺領之百姓共方より證文取置候，若無念之儀御座候者，越度可被仰付候，為後日證文仍如件
東叡山末四天王寺
文政四巳年　執行
十月十九日　秋野坊
同
年預
東光院
御奉行所

この史料は四天王寺領における鉄砲改の結果について，当時鉄砲を所持する者がいない旨を四天王寺から大坂町奉行所へ報告したものである。この史料をみると鉄砲改の対象が「寺中・境内並門前・寺領」の百姓となっていることが注目される。つまり，四天王寺の認識として寺領の空間構造が「寺中」・「境内」・「門前」・「寺領」という 4 つの要素で構成されていたということができよう。

以上の 2 つの史料を対比してみると「寺中（・境内）」「門前」「寺領」として四天王寺の空間構造を把握することが可能であると思われる。以下，この 3 つの構造についてみていくこととしよう。

①寺中・境内については，つぎの史料が参考になる。享和元年の火災後の堂社再建に際して堂社の広狭・移転場所があることから文化 13 年（1816）に絵図を作成，引き渡すことに関わって掃除場所分担を割り当てられた諸役人からの請書の写しである。この史料の請書の書式から諸役人の分担場所が大きく 3 つに分類できる。それを示したのが表 2 である。

表 2 「境内掃除場所配役申渡請書之覚」に見える四天王寺役人

A	堂司	養元	三昧堂守	善覚
		養善	南門番	久右衛門
		大弐	北之門番	作右衛門
	聖	圓正	東門番	九平次
		祐春	石橋番	伊兵衛
		春式	鳥居番	新右衛門
	五智光院聖	道閑	西門番	藤兵衛
	十五社神主	文左衛門	浴室守	嘉蔵
	十五社禰宜	主膳	注進加役	卯兵衛
	鍵取	内膳		嘉七
	堂仕惣代	正石	公事惣代	久兵衛
		正善		惣七
	院家下職惣代	正西	焼香	菊太夫
		善音	絵図屋	弥兵衛
	堂家下職	無主につき代正西		
		無主につき代善音		

B	今宮神主	津江越後	C	経書堂守	大弐（兼帯）
	庚申堂守	歓了		御供所	東蔵
	安居天神禰宜	蛇草内膳		普門院堂守	自明
	勝曼院門番	徳兵衛			
	相坂清水守	平蔵			

四天王寺文書 1-33 をもとに作成

まず A であるが，ここに記された者は伽藍内部の堂社の役人であることが掃除分担の場所からわかる。それに対して B は「今宮神主」，「庚申堂守」など伽藍外部に位置する堂社の役人がまとまって請書に署名している。C は「普門院堂守」や「御供所」など伽藍内部でも独立した空間を形成する堂社の役人である。この 3 つを空間的にまとめると，伽藍内部の堂社である A・C と伽藍外部に位置する庚申堂や「御別院」などの堂社とに区分できよう。つまり，伽藍外部の諸堂社を含む A・B・C 全体を広義の境内（＝境内），伽藍内部のみ堂社の A・C を狭義の境内（＝寺中）と位置づけることができる。

②門前は表 1 に見られるような四天王寺の周囲を取り囲む形で展開する部分で，町場化が進行した地域，③寺領はその外部を取り囲むように展開する田畑のことを指していると思われる。

以上から，四天王寺を中核とする寺院社会の空間構造は四天王寺伽藍内外の堂社のある「寺中・境内」を中心とし，その周囲を取り巻く形で展開する「門前」，その外部に展開する「寺領」という同心円構造にあったと考えられるのである。

二　四天王寺の寺院構造 ―衆徒を中心に―

本章では四天王寺の寺院構造の中核に位置していた衆徒を見ていく。文化 13 年（1816）に寛永寺執当から四天王寺惣中にあてて，四天王寺の寺格見直しについての達書が出されている。その文言中に「衆徒・秋野坊共一山十三ヶ院」という表現を見ることができる[9]。ここから，四天王寺の寺院組織の中枢として「衆徒」十二院と「秋野坊」が存在していたことがわかる。では，ここでみられる「衆徒」・「秋野坊」とはどのような存在だろうか。そのことを示すのが史料 4 である。

【史料 4】[10]

（前略）

①　一舎利
　　二舎利

右者，衆徒拾弐ヶ院之内，一臈・二臈ニ而，金堂，太子殿諸法会導師　皇太子御年忌，毎歳四月十七日曼供法会導師，供奉行列ニ而出仕，大坂表御城代，両御奉行江為御寺務代念礼相勤候而，世，出世諸事，年預，執行秋野坊へ指図仕候事

②　年預
　　中之院

右者，衆徒三臈已下ニ而一人之当職ニ御座候，世，出世兼用相勤申候，大坂表公辺江願届等，法要之儀者年預一名ヲ以相勤，末寺并山内清僧之分年預ニ而支配仕候，尤妻帯之者，俗役人并寺領百姓等，衆徒并秋野坊両支配仕候，年貢収納其外金銭出納并諸勘定秋野坊相勤候儀ニ茂悉ク立会連印仕候

右之外衆徒現住之者回勤之役儀茂御座候得共，公辺江職名差出候儀ニ而茂無御座候故相除申候

③　執行
　　秋野坊

右者，妻帯ニ而御座候，元和年中
東照宮御掟ニ而清僧妻帯勤柄
慈眼大師御掟書ヲ以被仰渡秋野者妻帯御免除ニ而，賄方役人与被仰出候，其後公文所秋野与相唱候処，去秋，執行秋野坊与改号，尤役柄勤向是迄之通ニ而少し茂相替儀無之候，日光　御門主より被仰渡候全体勤柄，法要ニ者一切拘不申，収納，諸勘定，諸役，年預次席立会相勤，妻帯役之者，俗役人并寺領百姓共，衆徒・秋野坊両支配仕，諸事両舎利江尋届等仕，一己之取斗不仕候，法要之外願届等，年預・秋野坊，両名ニ而大坂御奉行所相勤申候，尤役目ニ付法会ニ出座仕，清僧之役を相勤申儀者無之候，然共供僧坊往古より相兼罷在候旨ニ而
皇太子献供之節伝供仕候，尤献供養之節，衆徒末席茂伝供仕候，右勤之趣宝永年中より治定之御掟書相見申候

この史料は，享和 3 年（1803）に天王寺楽所と寺僧との間で聖霊会における舞楽省略をめぐって起こった争論の際，武家伝奏から四天王寺に対して四天王寺法要の勤めぶりなどに関する質問がされ，その質問に対する返答のなかで寺僧の役柄について述べた部分である。ここから，①「一舎利・二舎利」，②「年預」，③「秋野坊」という存在を抽出できる。以下，この 3 つについて見ていく。

①「一舎利・二舎利」は衆徒十二院の一臈・二臈であり，諸法会の導師などを勤めるとともに，大坂城代・大坂町奉行に対する年礼を勤めるとしている。また，諸事について年預・秋野に対して指示を出す存在であった。ここから一舎利・二舎利が四天王寺を統括する立場にあったことがわかる。

②「年預」は衆徒の三臈以下の僧である。幕府への願い出や法要を勤め，「末寺并山内清僧役」の支配については年預 1 名が勤めていた。ここで注目したいのは，「妻帯之者」「俗役人」「寺領百姓」については衆徒と秋野坊の両支配であったことである。また，年貢収納など金銭出納に関する事柄は秋野坊の職分であったが，年預が悉く立ち会い連印していた。

以上の①「一舎利・二舎利」，②「年預」は衆徒十二院の中から臈次の秩序によって勤めており，主に法要が職分であったことがわかる。

③「秋野坊」は元和元年（1616）に天海から四天王寺に下された条目[11]で妻帯を免除された存在で，「賄方役人」を命じられ，その後「公文所秋野」と唱えていた。一切法要には関わらず，収納・諸勘定などを勤めることを職分としていた。しかし，「年預」の記述の中にもあるように，これらには年預が立ち会い，「俗役人」「寺領百姓」などの支配も衆徒・秋野坊の両支配という形になっていた。また，法要に関係のない願届などについては年預・秋野坊の両名が勤めていた。

ここから秋野坊は法要には関係せず，四天王寺の年貢収納や諸勘定などの「賄方」を主な職分としていたことがわかる。近世初頭は秋野坊が一手に「賄方」としての職分を担っていたが，秋野坊代々の度重なる「不埒」のために史料 4 にある職分となっていたことを指摘しておきたい[12]。また，妻帯役人であることから秋野坊の屋

敷は四天王寺西側の町に存在していた。

以上から，主に法要を取り仕切る職分の衆徒と年貢収納・勘定などを職分としていた秋野坊が四天王寺一山の運営の中心的存在であったことがわかる。しかし，秋野坊の職分である年貢収納・勘定には年預の立ち会いが必要とされ，俗役人などの支配が衆徒・秋野坊の両支配となっていたように，年預が秋野坊の職分に徐々に関与するようになっていたのである。したがって，この史料 4 が作成された 19 世紀の段階では，衆徒がより強い権限を有するようになっていたことがうかがえよう。

では，僧侶集団の中核であった衆徒とはどのような存在であったのか。まず，18，19 世紀の状況を見る前提として，17 世紀の衆徒の状況をみていこう。慶長 6 年（1601）に豊臣秀頼から四天王寺に 1000 石の寄進が行われた際，片桐且元・小出秀政から四天王寺に対して「慶長六年四天王寺坊領并諸役人配分帳」[13] が下されている。この史料から衆徒への配分を抜き出したものが表 3 である。表 3 で衆徒として書き上げられている人数は 30 名で，これは後にみる慶安期以降と比べて多いことがわかる。

表 3　慶長 6 年の衆徒

名前	配当額
一乗坊	5.0
杉本坊	18.0
芹田坊	5.0
中坊	4.0
奥坊	6.5
神坊	6.5
東二坊	6.5
西一坊	5.5
中少路	10.0
光坊	6.5
秋野	50.0
恵日坊	12.0
魚少路	3.5
岡坊	7.5
念仏院	3.5
出雲	3.5
奥との	6.5
薬師坊	3.5
山上坊	3.0
竹ノ坊	5.0
一舎利出法印	22.0
二舎利出法印	11.0
芹田坊	5.0
行法田	6.8
陽順	3.0
入江坊	3.0
筑前	3.0
南殿	1.6
大弐	3.0
大夫卿	3.0
合計	233.0

「四天王寺坊領并諸役人配分帳」（『四天王寺古文書』第一巻所収）をもとに作成

また，配分額をみると秋野坊が 50 石と突出している。一舎利・二舎利についてみるとそれぞれ 22 石・11 石である。これ以外の配当額は杉本坊（18 石）・恵日坊（12 石），中小路（10 石）だけが 10 石を越えており，それ以外は 10 石以下である。ここから寺僧への配当額は一定ではなくばらつきがあったことが確認できよう。

続いて，慶安 5 年（1652）時点での状況をみよう。慶安 5 年 7 月に東叡山執当の最教院・雲蓋院から四天王寺に「慶安五年四天王寺坊領并諸役人配分帳」[14] が下されている。ここから衆徒の配当額について一覧にしたのが表 4 である。

表 4　慶安 5 年の衆徒

	配当（石）	備考
一舎利	20.0	臈次第
二舎利	20.0	臈次第
芹田領	5.0	臈次第
行法田	6.8	臈次第
中之院	20.0	
吉祥院	20.0	
秋野	50.0	
明静院	20.0	
福城坊	20.0	
一乗坊	20.0	
持正坊	20.0	
杉本坊	20.0	明坊
西之坊	20.0	明坊
竹之坊	20.0	明坊
龍乗院	20.0	明坊
本覚院	20.0	明坊
妙音院	20.0	明坊
秋野隠居免	3.0	
新発意分	3.0	
新発意分	3.0	
新発意分	3.0	
新発意分	3.0	
新発意分	3.0	
合計	359.8	

「摂州天王寺坊領并諸役人配分帳」（『四天王寺古文書』第一巻 238 頁）をもとに作成

まず人数についてみると，秋野坊・衆徒十二坊に新発意[15] と秋野隠居を加えた 19 名が書き上げられているが，先にみた慶長 6 年と比べ人数が減少している。また，配当額をみると，秋野坊は慶長期と変わらず 50 石という突出した配当を受けているが，ここで注目したいのは衆徒の配当額である。慶長期の配当額が一定ではなかったことに対し，慶安 5 年の配当額は一律 20 石となっている。また，一舎利・二舎利などの配当額については寺僧の「臈次第」となっている。

つまり，衆徒となることで 20 石の配当を受け，臈次が上がり一舎利・二舎利となることで「役料」が加算されるのである。また，既にこの時点で「明坊」が存在し十二坊全部に僧侶が存在していなかったことにも注意しておきたい。衆徒がこのような状況になった経緯を示す史料が次の史料 5 である。

【史料 5】[16]

一，寺中十二坊ニ相定僧坊取立可申事，付新発意之内者高三石与現米壱石八斗令収納，寺役等相勤，其内遣受者及于廿歳其僧坊へ相移，高廿石可致所務，廿歳以前未受者之内ハ僧坊移候事可為停止事

この史料は慶安5年7月6日に四天王寺に下された条目の8条目である。「寺中十二坊」として僧坊を取り立て、衆徒となるには一定の条件があったことが示めされている。

ここから，慶安5年の条目によって四天王寺衆徒の組織が衆徒十二坊と秋野坊という体制に整備されたということができよう。そして，衆徒内部には一舎利・二舎利が臈次第とあるように臈次の秩序が背景にあるものの，配分額が一律であることからフラットな体制となったことがうかがえる。つまり，近世初頭の衆徒組織は配当額などが「バラバラ」な状態であったが，慶安5年の条目によって近世を通じて続く衆徒十二坊と秋野坊という寺僧組織が確立したのである。

つづいて，18世紀以降の衆徒の状況についてみておこう。表5は元文5年（1740）から天保13年（1842）の衆徒の変遷を示したものである。衆徒の名前を史料から確認できる限りで整理したもので，「一舎利」「二舎利」との記載だけで名前が確認できない者についてはここでは反映していない。この表から18世紀中頃以降，衆徒が静心院・明静院・東光院・静専院・中之院・自性院・吉祥院・玉照院・修禅院・一音院・法幢院・千葉院の12坊と秋野坊でほぼ固定されていたことがわかる[17]。ここにみえる衆徒の名前を，慶安5年時点の衆徒を示した表4と比べると，明静院・中之院・吉祥院の3院が確認できるのみであり，他は確認できない。

また，この表5からは，衆徒の存続状況についてもみることができる。静専院・中之院・明静院・法幢院をみると，比較的連続していることがわかる。その一方で自性院・玉照院・修禅院・一音院は18世紀末ごろには連続はあまり確認できず，むしろ断絶した状況にあった。

以上から，18〜19世紀の衆徒は慶安5年の御条目にあるように12坊で固定されていることが確認できる。しかし，静専院など比較的連続する衆徒がある一方で，自性院など一時期断絶した衆徒が存在していたように，その相続のされ方は，一律ではなかったのである。また，慶安期に既にみられた明坊がこの時期も存在していたことにも注目される。

では，衆徒はどのような秩序で構成されていたのであろうか。四天王寺には同寺で行われた将軍家法要で集まった香奠の配分を書き留めた「香奠配分帳」が多く残されている。その「香奠配分帳」に記載されている衆徒を法要ごとに記名順に一覧にしたものが表6である。表の一番目に名があるのが一舎利，二番目が二舎利である。この表をみると一舎利・二舎利を頂点として，以下「〇〇院」・「〇〇房（坊）」・「官職名」という順序で名称が記載されていることがわかる。ここで，天明5年（1785）の少将に注目してみよう。

少将はこの時点では「明静院弟子少将教順」[18]とあり，明静院の弟子であったことがわかる。この後，寛政3年（1791）では「故明静院弟子理成房教順」[19]として現れるのである。つまり，臈次が低いうちは「右中将」「少将」といった官職名を名乗るが，その後に房号を名乗っていることがわかる。また，秋野坊の記載順に注目してみると，常に衆徒の最後尾に記載されている。このことから秋野坊は衆徒の臈次の秩序には包摂されていないということがわかる。

また，衆徒の中で「〇〇坊」・「官職名」を名乗る者に「弟子」・「付弟」・「取立」・「看坊」といった肩書きがあることが注目される。この肩書きについてみておこう。

まず「弟子」・「付弟」・「取立」[20]についてみる。これらは「〇〇院弟子」などという形で表記されており，子院住職がいるところに存在していたと考えられる。例えば，天明5年の東光院の場合，東光院には住職晃順がいるが，同時に弟子右中将善順が存在している。その一方で，子院住職が存在しない場合の弟子も見ることができる。明静院弟子少将に注目すると，少将は天明3年時点では明静院が存命中であるため「明静院弟子」としてあらわれるが，明静院死去後の天明6年には「故明静院弟子」と記されている。以上から「弟子」・「付弟」・「取立」は子院住職がいることを前提として子院に付属した存在といえよう。

また，表6から善順・聞順・誓順の3人に注目して，寺僧個人の動きを見ておきたい。まず善順は東光院弟子右中将として出てくるが，その後，静心院看坊了因坊としてあらわれ，そのまま静心院を相続している。同様に聞順は法幢院弟子持経坊としてあらわれ，玉照院を相続している。そして，誓順は吉祥院の住職を勤めていたが，静専院を相続している。つまり，これらは「〇〇院弟子」というかたちであらわれるが，この関係は一つの子院に固定的なものではなかったことを示しているのである。

続いて「看坊」に注目すると，これは子院住職がいない子院に付属しており，子院住職に準じた存在であると考えられる。ここで先にみた史料5をみてみると，僧坊に残るには「遣受者及廿歳」であることが必要であったことがわかる。したがって，看坊は子院住職にはまだなっていないものの，僧坊には引き移ることができる存在であったということができよう。

ここで，「香奠配分帳」における配当額をみてみると子院住職，秋野，「弟子」・「付弟」・「取立」，「看坊」は全くの同額である。つまり，衆徒内部は臈次の秩序に基づき集団が構成されているが，法要参勤の際に割り与えられる配当は全くの同額なのである。ここから子院間は比較的フラットな関係にあったことがうかがえる。また，子院住職と「弟子」などの関係が固定的ではないことから，各子院単位ではなく，衆徒十二坊として寺僧集団が存立するあり方を見て取ることができるのである。

表 5　元文 5 年～天保 13 年衆徒変遷状況

	元文5	明和8．6	天明3．6	天明5．2	天明6．11	天明8．9	寛政3．2	寛政12．4
静心院						▲看坊了院坊	◎（善順）	○
明静院		◎	◎	◎ 弟子少将（教順）		▲弟子理成坊	▲弟子理成坊 （教順）	
東光院		◎	◎ （不参）	◎（晃順） 弟子右中将（善順）	◎二舎利（晃順）			
静専院		○ （二舎利）	○ （二舎利）	◎二舎利静専院 （甚順）	◎	◎年預 弟子■三位	◎（誓順）	○
中之院	◎年預（任順）	◎	◎年預	◎（勤順）	◎年預	◎二舎利勤順	◎（勤順）	◎
自性院								
吉祥院			◎	◎（誓順）				
玉照院						◎	◎（聞順）	
千葉院			◎	◎年預（興順）	◎	◎	◎（顕順）	◎
修禅院	◎（応順）							
一音院	◎（能順）							
法幢院	◎（恩順）	○ （一舎利）	○ （一舎利）	◎一舎利（恩順） 弟子持経房（聞順）	◎一舎利（恩順） 弟子持経房	◎一舎利	◎一舎利（恩順）	
秋野		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
三恵院		◎						
宝塔院					◎二舎利静専院隠	◎	◎	◎
無礙院								◎
出典	6-52		3-91	3-95,3-100		1-92	3-93,3-124	3-12-4

「出典」の番号は四天王寺所蔵文書の番号を示している。
◎は確定しているもの，○は前後から推定可能のもの，▲は住職は無住だが，看坊・弟子が存在することを示す

表 6 「香奠配分帳」衆徒一覧

	明和8．6	安永4．6	天明3．6	天明5．2	天明6．11	天明8．9	寛政3．2	寛政12．4	享和2．9	文化8．2	天保6．9	天保12．3	天保13．正
1	法幢院	法幢院	法幢院	法幢院	法幢院	法幢院	法幢院	*静専院*	無礙院	権別当	**静心院**	**静心院**	**静心院**
2	静専院	静専院	静専院	静専院	東光院	中之院	中之院	**静心院**	*静専院*	*静専院*	明静院	明静院	明静院
3	三恵院	（明静院）	（東光院）	東光院	宝塔院	千葉院	千葉院	興雲坊	**静心院**	**静心院**	中之院	中之院	中之院
4	明静院	東光院	中之院	中之院	中之院	*静専院*	*静専院*	宝塔院	中之院	一音院	修禅院	（一音院）	自性院
5	東光院	（中之院）	明静院	千葉院	千葉院	玉照院	玉照院	無礙院	一音院	法幢院	一音院	自性院	修禅院
6	中之院	常照房	千葉院	*吉祥院*	*（静専院）*	**了因坊**	**静心院**	右中将	法幢院	修禅院	東光院	修禅院	正教房
7	常照房	（持経房）	*吉祥院*	（持経房）	持経房	宝塔坊	理成坊	秋野	宝塔院	明静院	法幢院	法常房	浄妙房
8	新三位	秋野	（持経房）	**右中将**	**（右中将）**	理成坊	十妙坊		（右中将）	正因坊	法常房	正教房	大乗房
9	十乗房		秋野	少将	少将	■三位	宝塔院		秋野	了因坊	秋野坊	（浄妙房）	十乗房
10	秋野坊			秋野	秋野	秋野	小宰相			秋野坊		大乗房	治部郷
11							秋野					十乗房	秋野坊
12												秋野坊	
出典	2-144-7	2-143-2	3-91	3-100	3-118	1-92	3-93	3-12-1	3-94	1-74	1-95	1-99	1-71-3

「出典」の番号は四天王寺所蔵文書の番号を示している

三　四天王寺の諸役人と周辺地域 ―公人集団を中心に

本章では四天王寺役人の一つである公人に注目し，四天王寺と周辺地域との関係について検討していく。

はじめに，前章でみた衆徒，秋野以外の諸役人について概観しておきたい。先の表 2 にあるように四天王寺には多数の役人が存在していた。これらは前にも述べたように四天王寺の伽藍内に存在する堂社や，今宮戎社や庚申堂といった伽藍外に所在した堂社での役儀を勤めていた。ここで，再び「香奠配分帳」から諸役人についてみておこう。

表 7 は天保 13 年（1842）に行われた文恭院一周忌法要に参勤し，香奠の配分を受けた役人の一覧である。ここでは堂司，聖，楽人，沙汰，役者，門番などについて簡単に見ておきたい。

まず堂司・聖であるが，聖・堂司が連署する史料の中に「聖一老」，「堂司一老」といった記述がみられることから[21]，衆徒と同様に臈次の秩序で編成されていたことが分かる。聖に注目すると，「太子堂聖圓了」という記載が史料にみられ，各堂に付属していたことが分かる[22]。また，明和 9（1772）年には「春式坊領」として高 1 石 1 斗を忰賢助が相続していることから，四天王寺から坊領の配当を受けていたことが分かる[23]。

続いて楽人について見ておこう。楽人は四天王寺独自の存在であり，主に法会での舞楽を担当していた。近世以前は四天王寺での参勤が主であったが，近世には京都楽所・南都楽所とともに三方楽所を構成するようになったことから，朝廷での舞楽も担うようになった。宝暦 8 年（1758）には四天王寺との間に身分・格式をめぐって争論を起こしており，徐々に四天王寺の支配から離れていく様相を見せていた[24]。

楽人は近世中期には天王寺周辺に居住する「在天」と京都に居住する「在京」の楽人に分かれており，「在天」のなかでも寺領に自分の家屋敷を所有する「寺領住」と

享和2．9	文化8．2	文化10．6	文政2	文政4．3	天保6．9	天保12．3	天保13．正
○	○	◎二舎利(善順)	◎二舎利(善順) 付弟右中将(欣順)	◎一舎利		◎一舎利(善順)	◎一舎利(善順)
	◎	◎(心順)	◎年預(心順)	◎二舎利		◎二舎利(心順) 付弟法常房	◎二舎利(心順) 付弟法常房
		◎(覚順)	◎(覚順)	◎年預	◎		
○	○	◎一舎利(誓順)	◎一舎利(誓順) 付弟治部卿(竪順)	◎願順(→吉祥院)		▲看坊大乗房	▲看坊大乗房
◎年預			▲取立式部卿(性順)	▲看坊本妙坊	◎	◎	◎ 付弟浄妙房
			▲付弟少納言(皆順)	▲看坊賛善坊		◎	◎
		◎(願順)	◎(願順)	▲看坊静光坊堅順		▲十乗房	▲十乗房
			▲取立従三位(昌順)	×			
				×		▲看坊正教房	▲看坊正教房
	◎	◎(乗順)	▲取立新三位(明順)	×	◎	◎年預	◎年預
◎	◎	◎年預(観順)	▲取立宮内卿(豪順)	×	◎	◎	◎
◎	◎	◎(天順)	◎(天順)	×	◎		▲取立治部卿
◎	◎	◎(英順)	◎祇順	◎	◎	◎	◎

◎							
◎	◎権別当						
3-113	1-74	1-108-1		1-109-5	1-95	1-99	1-71-3

幕領の借屋に居住する「御料住」とに居住形態によって二つに分けられる。「寺領住」の楽人は四天王寺・朝廷での役儀を勤めるとともに自らの家屋敷に借屋人を抱え，家屋敷経営をおこなっていたことがうかがえる[25]。

「香奠配分帳」をみると「楽所中」と記載されていることから，楽人が集団として把握されていたことがわかる。また，沙汰2名の名前は「楽所中」の冒頭に記載されているが，楽人の名前よりも一段下げて記載されている。この記載のされ方に注目すると，沙汰は「楽所中」に含まれるが，楽人に付属する存在であるといえよう。

役者として3名が挙げられている。木下雄次郎は年預役人，古澤内蔵は執行（公文所）役人，真了は五智光院聖として史料中にあらわれる。門番は表2から南門番・北之門番・東門番・石橋門番・鳥居番・西門番と四天王寺伽藍の各門に設置されていたことがわかる。

これらの役人のうち，堂司・聖・門番については境内掃除場所を割り当てられた諸役人のなかに見ることができ，役儀についても伽藍内部の堂社に関連することがうかがえる。したがって，これらの役人は寺中・境内を主な活動範囲とする者であったことがわかる。また，名前から僧体・俗体の両方を含んでいたことがわかる。

続いて，四天王寺役人の1つである公人を事例に，四天王寺と役人の関係をみてみよう。公人は例年2月15日の常楽会，同22日の聖霊会，9月15日の念仏会の会式時の「皇太子仏舎利御輿御幸之節」に出役し，御輿を担ぐことや，舞楽開催時に楽人へ催促や雨天時には傘をかけるといった単純な作業を主な役儀とし，四天王寺から役料を配当されており，四天王寺からは「重キ寺役人ニ而者無御座候」[26]と認識される存在であった。

公人は32人で構成され，四天王寺周辺の各町に居住していた。表8は宝暦9年（1759）～10年にかけて確認できる公人名25名について記したものである。この表8から次のことが確認できる。まず，A欄では25名中22名が玉造姓か於勢姓を名乗っているのに対し，B欄では25名全てが異なる「苗字」を名乗っていることである。B欄では基本的に玉造・於勢姓以外の姓を名乗っていることが確認できる。つまり，四天王寺の公人集団はA玉造姓・於勢姓が大部分を占める集団のあり方と，B各々別の「苗字」を名乗る集団のあり方という2つの枠組みで構成されていたことがわかる。

なお，A欄のような姓の名乗り方の起源については，詳細は不明だが，儀式的な場で意味を持つ同族的な編成を思わせる。

また，B欄でみられる苗字は中世の記録である「天王寺執行政所引付」[27]の中で四天王寺の寺領荘園が所在していた地名として見ることができ，B欄の人々は中世的なあり方の痕跡が残されたものといえよう。

では，この2つの枠組みの下でどのような実態が存在していたのだろうか。それについては，宝暦4年（1754）に公人間で争論が起こった際の口上書にある「当時公人三十弐人別竈無之，竈十二三軒ニ而，壱軒より親子兄弟末子等迄罷出，三十弐人を相揃相勤候事故」[28]という記述が注目される。ここから宝暦4年当時，公人32人は別竈ではなく，12～3軒からなり，1軒から親子・兄弟・末子に至るまで出ることで32人を揃え，役儀を勤める状態にあったことがわかる。つまり，公人32人の実情は1つの家から1人の公人ではなく，12～3軒の「家」で構成され，1つの「家」から複数人が公人として出仕

表 7　天保七年文恭院一周忌法事における香奠配分額

役	名前	配分額（匁）	備考
衆徒	一舎利	30.78	静心院善順
	加増	10.24	
	導師	10.24	
	二舎利	30.78	明静院心順
	加増	10.24	
	中之院	30.78	在府
	自性院	30.78	
	修禅院	30.78	年預
	正教房	30.78	千葉院看坊
	浄妙房	30.78	中之院付弟
	大乗房	30.78	静専院看坊
	十乗房	30.78	吉祥院看坊
	伽陀	6.15	
	治部郷	30.78	法幢院取立
	秋野坊	30.78	
堂司	養元	51.24	
	永寿		
	大弐		
	教存		
	少弐		
聖	圓正	30.78	
	祐春		
	春式		
	圓秀		
	圓了		
楽所	東儀播磨守	24.62	懈怠なく出勤の功につき参不参にかかわらず配分
楽所中	北村数馬		
	北村伊織		
	岡壱岐守	344.73	
	薗駿河守		
	林紀伊守		
	東儀出羽守		
	岡安芸守		
	林肥前守		
	薗右兵衛大尉		
	薗越前守		
	林右馬大允		
	東儀美濃守		
	薗常陸介		
	東儀近江守		
	岡右兵衛少尉		
	東儀上総介		
沙汰	北村数馬	12.31	
	北村伊織		
役者	木下雄次郎	10.25	
	古澤内蔵		
	真了		
門番・小使	九兵衛	10.77	
	伊兵衛		
	久次郎		
	金兵衛		
	幾三郎		
	藤吉		
	恒次郎		

四天王寺文書 1-71-3「文恭院殿御一周忌御法事二夜三日奉修行候ニ付御香奠納配分帳」をもとに作成

するという状況にあったことがわかる。

以上から，公人集団は中世的なあり方を存続させつつも，内実は 12〜3 の家が擬制的な同族集団として編成されていたことがわかる。

つづいて，公人の身分格式についてみておこう。そのことを示すのが次の史料 6 である。

【史料 6】[29)]

一，右公人共儀者全体其身分寺領百姓ニ而御座候，夫故役料ニ壱人前高壱石壱斗宛遣シ申候，其余差遣候物無御座候，然ル上者身分百姓ニ而寺役人兼帯仕罷在候筋ニ御座候，夫故宗旨帳面茂居町百姓組合ニ而御座候，既ニ公人仲ヶ間一老七左衛門与申者者寺領内久保町年寄役相勤罷在候，依之毎度御役所江茂年寄役ニ而罷出申候，右之訳ニ御座候故，全体百姓ニ而寺役人相兼候者共ニ相違無御座候，且又一山より之あしらひ之儀茂百姓同様ニ而御座候

表 8　宝暦 9〜10 年にかけての公人名

	A:4-41-3（宝暦9.10）	B:4-43-2（宝暦9.12.25）	C:4-103（宝暦9.11.22）	
	公人名			配当額
1	玉造久太夫	玉造久太夫	久太夫	2.8
2	於勢八之丞	菊池八之丞	八之丞	1.7
3	玉造七郎兵衛	熊凝七郎兵衛	七郎兵衛	1.4
4	於勢平九郎	上庄平九郎	平九郎	1.4
5	於勢右近	於勢右近	右近	2.3
6	玉造宇右衛門	玉嶋右衛門	宇右衛門	1.2
7	玉造安兵衛	止々呂儀弥兵衛	安兵衛	1.2
8	玉造左右衛門	模江左衛門	左衛門	2.2
			七左衛門	1.2
			久兵衛	1.2
9	玉造藤右衛門	石走藤右衛門	藤右衛門	1.2
10	玉造平七	春日江平七	平七	1.2
11	玉造嘉兵衛	荒巻嘉兵衛	嘉兵衛	1.2
12	玉造忠三郎	今里忠三良	忠三郎	1.2
13	広根左兵衛	広根左兵衛	左兵衛	1.2
			伊三郎	1.2
			四郎兵衛	1.2
			藤蔵	1.2
			藤七	1.2
14	玉造権蔵	鷺島権蔵		0
15	於勢伝右衛門	山口伝右衛門	伝右衛門	1.2
16	玉造惣七	■志惣七	惣七	1.2
17	玉造藤八	垣生野藤八	藤八	1.2
18	玉造藤四郎	見野藤四郎	藤四郎	1.2
19	玉造文五郎	衣摺文五良	文五郎	1.2
			亀松	1.1
20	於勢権之丞	飽波権之丞	権之丞	1.1
			捨松	1.1
21	玉造竹松	蛇草竹松	竹松	1.1
22	玉造安次郎	若江安次良	安次郎	1.1
23	玉造万之助	青海野万之助	万之助	1.1
24	上庄長左衛門	祖父間長左衛門	長左衛門	1.1
25	林地弥左衛門	林地弥左衛門	弥左衛門	1.1

※A は四天王寺所蔵文書 4-41-3，B は同 4-43-2，C は同 4-103 を元に作成した。番号は史料の名前の記載順を示した。

この史料は明和 7 年に四天王寺年預東光院から大坂町奉行所にあてて公人の身分格式に関してのべた口上書の 5 条目である。ここで注目されるのは，公人の身分は寺領百姓であり，公人という寺役人を兼帯している者として四天王寺が把握していることである。また，一老である七左衛門が寺領内久保町の年寄であり，役所へも町年寄役として出ているとしていることが注目される。幕末期の宗旨人別帳をみると，西向町年寄として七郎兵衛が確認できる。つまり，公人の中に居町の年寄役を兼ねる者が存在したということである。また，四天王寺に残された他町の人別帳をみると，久保町年寄を院家下職善音，土塔町年寄を堂家下職正官がそれぞれつとめていることが確認できる。院家下職・堂家下職ともに四天王寺役人として確認できることから，公人をはじめとする四天王寺の寺役人の中に周辺町の年寄層が包摂されていたということができよう。そして，彼らは四天王寺の法要に勤仕するとともに，四天王寺から役料の配当をうけていたことから，四天王寺と密接な関係にあったと考えられるのである。

おわりに

本稿では四天王寺の寺院社会構造を分析する足がかりとして，四天王寺とその周辺域の空間構造を把握し，寺院社会の中核となる四天王寺の寺院組織の中心である衆徒・秋野坊の構造，そして，四天王寺を構成した下役人である公人集団のあり方をみる中から，周辺社会との関係をかいま見てきた。本稿で述べたことをまとめると次の通りである。

四天王寺領は天王寺村内に幕府領と錯綜する形で展開していたが，諸堂社が存在する境内，四天王寺を取り囲む町場の門前，その外部を取り囲む寺領という形で展開していた。

寺僧組織の中核は衆徒十二坊と秋野坊であり，受戒の順序にもとづく臈次秩序で構成されていたが内実はフラットな関係であり，子院単位ではなく集団として存立していたのである。衆徒や秋野坊以外に，四天王寺の基盤を支える役人たちが数多く存在していたが，彼らは周辺町の年寄であるとともに四天王寺の役人であり，四天王寺に包摂される存在であったのである。

最後に，本稿が残した課題をあげておきたい。1点目は四天王寺周辺地域の具体相の解明である。本稿では公人集団の構成員に周辺町の年寄層が含まれること明らかにしたが，彼等の各町内での存在形態について明らかにする必要があるだろう。2点目は境内の外部に位置する諸堂社のあり方である。本稿で述べたように近世四天王寺は伽藍を中心としつつ周囲に存在していた庚申堂や今宮戎社などの諸堂社を含みこんだ存在であった。そして，そこで得られる賽銭などが経済基盤の1つであったと考えられる。この諸堂の関係を明らかにすることで，周辺地域を含む寺院社会の具体的なあり方が明らかになると考えられるのである

注

1．吉田伸之「巨大城下町　江戸」（『岩波講座日本通史』15巻近世五　1995，のち同『巨大城下町江戸の分節構造』山川出版社，1999），同「都市民衆世界の歴史的位相―江戸・浅草寺地域を例として」（前掲著所収），同「寺社をささえる人びと」（同編『身分的周縁と近世社会6　寺社をささえる人びと』吉川弘文館，2008）。
2．吉田伸之「城下町の構造と展開」（『新体系日本史6　都市社会史』山川出版社，2001）。
3．茶臼山の位置から四天王寺周辺であると推定した。茶臼山と四天王寺の位置関係については，図2が示している。
4．寺領で「表町筋」に面して広い間口を有する屋敷は秋野坊である。楽人町筋には楽人が家屋敷を所有し，借家経営を行っていたことがうかがえる（拙稿「近世中期の天王寺楽所と四天王寺」『市大日本史』第9号，2005）。
5．四天王寺所蔵文書1-109-3。
6．四天王寺に将軍から代々下される朱印高は1177石である。また，寛文8年の条目に寛文検地の際の打出料が修理料として下されたことが記されている。（棚橋光利編『四天王寺古文書』第一巻　清文堂出版，1996）。
7．『四天王寺古文書』第一巻。
8．四天王寺所蔵文書1-109-4。
9．四天王寺所蔵文書3-80-2。
10. 南谷美保編『天王寺楽所史料』（清文堂出版，1998）。
11.『四天王寺古文書』第一巻 337頁。
12.『四天王寺古文書』第一巻所収「御条目御達書写」参照。
13.『四天王寺古文書』第一巻　229～237頁。
14.『四天王寺古文書』第一巻　238～243頁。
15.「新たに発心して仏道にはいるもの，またその人。新たに出家した者」の意（『日本国語大辞典』小学館，1974）。
16.『四天王寺古文書』第一巻　339頁。
17. 表5には三恵院・宝塔院・無礙院の三院が示されている。三恵院については不明であるが，宝塔院は「二舎利静専院隠居」である。無礙院は史料4につづく記載から，前一舎利が辞職後に無礙院と称しており，享和元年（1801）の四天王寺伽藍火災後の再建のために一舎利が江戸に参府中に日光御門主から再職を仰せつけられ，再建の大業につき権別当職に仰せつけられたものである。これらのことからこの三院は舎利職に就いていた者が隠居，もしくは再勤したものであり，常時存在するものではないと判断できると考えている。
18. 四天王寺所蔵文書3-100。
19. 四天王寺所蔵文書3-124。
20. これらは史料中の記載から「弟子」と「付弟」はほぼ同義であり，「付弟」と「取立」は明らかに区別されていると考えられる。
21. 四天王寺文書1-86。
22. 四天王寺所蔵文書8-7。
23. 注20に同じ。
24. 注4拙稿。
25. 注4拙稿。
26. 四天王寺所蔵文書4-84
27.『四天王寺古文書』第一巻　61～102頁。
28. 四天王寺所蔵文書4-84。
20. 四天王寺所蔵文書4-83。

The Structure of Temple Society in Early Modern Shitennoji

Tatsuhiro YAMASAKI

In recent years, historical research on early modern cities has undergone a marked development. In particular, research on giant castle towns, such as Edo, Kyoto, and Osaka, has advanced dramatically. A portion of that research has focused on the societies that developed around large urban shrines and temples. According to that research, large temples and shrines served as poles which organized, integrated and structured the various micro-societies that existed within large castle towns. In this article, I examined the structure of the micro-society that developed around early modern Osaka's Shitennoji Temple. Through that examination, I elucidated the following points.

The first point concerns the spatial structure of Shitennoji Temple and the surrounding community. Shitennoji was located in Tennoji Village, but Tennoji Village was composed of territories under the control of Shitennoji Temple and territories under shogunal control. Furthermore, both types of territory existed in an intermingled form. A wall encircled Shitennoji Temple. The temple's spatial structure can be divided into three parts. First, the core of that structure was the temple grounds, or *keidai*. It was where the various temple halls and sub-temples were located. Second, there was gate-front community, or *monzen*, which surrounded Shitennoji Temple. Third, there were the lands under temple control, or *jiryo*, which also surrounded the temple, but were located further out than the gate-front community.

The second point concerns the mode of existence of the association of monks that st ood at the core of the temple's organizational structure. Throughout the early modern period, two groups, the Junibo and Akinobo, formed the core of Shitennoji's association of monks. As I elucidated in this article, the manner of existence of the temple's association of monks was codified in a set of regulations from Keian 5. The association was structured according to an order based on the year of each monk's Buddhist confirmation. However, lands under temple control were partitioned equitably and relations within the association were non-hierarchical. In addition, through an analysis of the modes of existence of the temple's neophytes and subordinates, I demonstrated the manner in which monks attempted to preserve the temple's association of monks in the form of the *junibo*.

Lastly, in an effort to understand the character of the employed attached to the temple, I examined the character of Shitennoji's functionaries, or *kunin*. In terms of status, *kunin* were officially classified as farmers. However, they were required to perform various duties at the time of Buddhist ceremonies and sermons and received annual rice stipends from Shitennoji Temple. In the article, I showed that among the *kunin* there were individuals who served as elders in the community in which the *kunin* lived.

Keyword：large urban shrines and temples, Shitennoji, Syuto, Akino-bo, Kunin